

退職互助事業を紹介します

お問い合わせ ☎

互助会 043-223-4141

会費は加入時 1 回だけ！給付は生涯受けられます！

互助会では、退職される皆様のために「退職後も互いに支え合う「退職互助事業」」を行っています。

退職互助事業の給付の約 85%が医療費補助です。

保険診療であれば、入院や手術だけでなく、風邪やケガの治療も補助対象です。

診療科と健康保険証の種類は問いません。

事業内容は下記のとおりです。ぜひ加入をご検討ください。

事業内容					
医療費補助金	会員が傷病により保険適用医療機関で受診したときに、保険診療自己負担額に対し給付します。 ただし、国又は地方公共団体等から医療費に相当する給付金の支給があるときは、その額を控除して得た額に対し給付します。 外来・入院・薬代の領収書合計額に対し、 ①満55歳～69歳の会員 $\longrightarrow$ 5割(円未満切り捨て) 年度内給付上限額:120,000円 ②満70歳以上の会員 $\longrightarrow$ 500円ごとに100円 年度内給付上限額:38,000円 〈例〉各月の領収書の合計額が67,100 円の場合 $67,100 \div 500 = 134.2 \rightarrow 134 \times 100 = 13,400$ (円)				
人間ドック利用補助金	人間ドックを受診したときは、10,000円を限度に給付します。 (事業年度内1回を限度とします。)				
福祉施設利用補助金	互助会指定の宿泊施設及び公立学校共済組合宿泊施設を利用したときは、1泊(1,000円以上の支払)につき、1,000円を給付します。 (同一施設の宿泊は、連続2泊まで補助します。)				
長寿記念品	喜寿(77歳)・米寿(88歳)・白寿(99歳)の年齢になられたとき、記念品を贈呈します。				
会報の配付	退職互助事業の内容等をお知らせするために、「退互だより」を年1回、全会員に配付します。				
各種あっせん事業	観劇、宿泊施設、遊園施設、レンタカー、ゴルフ場・ゴルフ練習場、引越、旅行割引、通信講座、英会話、住宅相談、住宅資金、住宅リフォーム、物販、ライフサポートサービス、賃貸不動産、遺言信託等が会員証の提示等で割引利用できます。				
死亡給付金	不幸にしてお亡くなりになられたときに給付します。 <table> <tr> <td>満55歳以上の会員の死亡</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>満55歳未満の会員の死亡</td><td>50,000円</td></tr> </table>	満55歳以上の会員の死亡	10,000円	満55歳未満の会員の死亡	50,000円
満55歳以上の会員の死亡	10,000円				
満55歳未満の会員の死亡	50,000円				

事業並びに事業内容については、規則改正等により変更する場合があります。